

大沢北小学校いじめ防止基本方針

令和5年度版

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格に重大な影響を与えるだけでなく、その身体や生命に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

大沢北小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 いじめはどこにでもどんな時でも起こるという危機感をもつこと
- 2 いじめを見つけたら、「絶対に許されない」という毅然とした態度で即座にやめさせること
- 3 いじめられた児童に寄り添い、守り抜くこと。
- 4 荒れた状態を放置せず、教育環境を整えること。
- 5 重大事態には警察等関係機関と必ず連携すること。

III いじめの定義

「いじめ」とは児童が心理的・物理的な影響を他の児童から受け、心身の苦痛を感じているものをいう。

IV いじめの未然防止のために

視点1 『教育活動全般における未然防止のための取組』（児童生徒の自治的活動におけるものも含む）

- ・生活目標「友達と仲良くしよう」（11月）での意識付け。
- ・毎週木曜日のわんぱくタイム（ロング昼休み）でのクラス遊びの推奨。
- ・人権作文、人権標語、青少年健全育成啓発「かがやき」作文等の実施と応募。
- ・「良いところを見つけたよ。」コーナーを設置し、学期に2回以上、ペアで良いところを見つけて紙に書き、それを貼ることで自己肯定感を高めていく。
 - ・あいさつ運動の実施（代表委員、高学年ボランティア）
- ・交流レクリエーションの実施。（ロング昼休みを利用し、縦割り班で定期的に行う。）
- ・命の大切さを学ぶ機会として6年生対象に非行防止教室を設定する。（2月）
- ・弁護士によるいじめ予防授業の実施（6月・6年）
- ・各学級における道徳の授業の充実を図ることで、豊かな心を育み、いじめは絶対許さないという意識をもたせる。
- ・普段の授業や行事を通して「共感的人間関係」や「自己有用感」を育む計画を立て、実施する。
- ・「暴力やいじめは絶対許さない」という学校の強い姿勢を通年的に児童・保護者に周知する。（朝会、学年だより等）
- ・「わかばの日」を活用して保護者と情報を共有し、連携を図る。

視点2 『早期対応を要する場面における取組』（全教師で共有する、学校としての対応の基本的な方法）

- ・学年や学校全体で情報を共有し、担任一人で絶対に抱えこまないようにする。
- ・必要に応じて管理職を含めた対策チームを作り、いじめ解決までの計画を策定する。またその内容を受け全教職員で対応する。
- ・場合によっては市教委に連絡し、関係機関と連携を図る。
- ・いじめに特化した「非行防止教室」の臨時的実施を市教委を通じて要請する。
- ・該当児童及び、保護者への対応や周囲への児童の指導の方法としては、被害を受けた側の心情に寄り添い対応を考える。

視点3 『「いじめに関するアンケート」についての取組』（対象・方法・時期・回数・調査後の対応等）

- ・「沢北なかよしアンケート」を実施する。
 - ① 対象・・・全校児童
 - ② 方法・・・記名式
 - ③ 時期、回数・・・6月、11月・2月の3回（各学期1回）
 - ④ 調査後の対応・・・集計し、夏季生徒指導研修や職員会議で情報共有する。アンケートをもとに学級担任が調査・対応をし、必要があれば保護者と連携する。
- ・上記のアンケートを実施することで、児童理解の一助とする。
- ・「学校生活についての保護者アンケート」の実施（全保護者対象 記名式 11月）。

V いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりした時は「生徒指導における組織的対応図」に基づき、対応する。

- ・校長は情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- ・教頭は校長を補佐し連絡調整を行い、広報を担当する。
- ・主幹教諭又は教務主任は、情報を集約する。
- ・担任は事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- ・学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。学年間の情報共有を行い、管理職に報告する。
- ・生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- ・学校は問題解決のため、状況に応じて関係機関との連携を密に行う。